平成２１年（フ）第７７１号
兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀1567番地の５、従前の住所兵庫県高砂市伊保東２丁目４番40－３号
債務者　芳本　喜旦
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７９６号
兵庫県姫路市御立中２丁目８番12号、従前の住所兵庫県姫路市網干区坂上26番地
債務者　津田　賢二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８０３号
兵庫県姫路市福沢町85番地　プチメゾンＳＥＮＢＡ401号室、住民票上の住所兵庫県姫路市東雲町４丁目６番地２　メゾン東雲２－Ｃ
債務者　岸田真理子（旧姓臼井・平山）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８２９号
兵庫県姫路市北平野南の町８番33－302号アルテハイム姫路、従前の住所兵庫県姫路市網干区坂上45番地　アサヒハイム１－105
債務者　岩切　裕美（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１８４１号
広島県安芸郡海田町国信１丁目３番48－３号
債務者　池口　将史
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３２号
広島市安佐北区落合３丁目16番22－301号
債務者　清水　博行
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１４号
香川県綾歌郡宇多津町3590番地町営新町団地407
債務者　神余　安子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第６５８号
北九州市八幡西区則松２丁目４番９－503号
債務者　南　謙一郎
1　決定年月日時　平成21年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２１４号
北九州市門司区鳴竹１丁目４番３号
債務者　今井　節幸
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２６４号
北九州市小倉南区津田新町２丁目５番26号
債務者　松元　良子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２６５号
北九州市小倉南区朽網西４丁目22番３－107号
債務者　谷口　里恵
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８２号
北九州市小倉南区徳吉南１丁目６番28号
債務者　沖縄整体こと　萩本　　茂
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９３号
北九州市八幡西区則松２丁目６番26号
債務者　平川さおり
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２９４号
北九州市八幡西区里中２丁目３番５号
債務者　矢野美知子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第５４８号
鹿児島県鹿児島市上荒田町13番８号プレシード21－501号
債務者　坂　　由美
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１４号
鹿児島県鹿児島市東谷山１丁目46番３号松元マンション102号
債務者　福元　幸男
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１６号
鹿児島県鹿児島市大竜町６番23号柳元荘205号
債務者　柳本こずえ
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係